公益社団法人 日本鋳造工学会東海支部

'21年10月29日改定
YFE懇話会

２－４－１．ＹＦＥ懇話会 会則

	会則内容
第１条	**（名称）** この部会は，公益社団法人日本鋳造工学会東海支部の人材育成委員会に属するＹＦＥ懇話会（以下，部会）という.
第２条	**（目的）** 部会は，東海支部及び会員の活性化ための支部事業活動の一環として若手鋳造エンジニアの相互啓発を目的とする.
第３条	**（構成）** 部会は，若手鋳造エンジニアの研修の場として設ける．［設立日 '90（平成2）年11月16日］ 部会の所在地は部会長の所属先の所在とする. なお，部会の新設，廃止に関しては理事会の議決を経て行う.
第４条	部会ごとに次の役員及び事務局を置く. （１） 部会長（代表者） 1名 ※１ （２） 代表幹事 １名 ※１ （３） 幹事 １０名程度 ※１ （４） 事務局（会計） １名 ※１ ※１ サポート部会員も配置可.
第５条	部会の会員（以下，部会員）は大学・研究室，試験研究機関，企業及び有識者とする. また，部会運営をサポートする者も会員（以下，サポート部会員）とする.
第６条	入会の承諾は部会にて決定するものとする.
第７条	**（会議及び運営）** 部会は年間を通じ数回以上の事業（例会）を開催し，研修活動を行う．事業内容を議事録として残す.
第８条	部会長は，部会を統括，必要に応じて役員会を開催，次の事項の運営管理を行う. また，定期的に理事会及び総会（4月中旬開催）にて報告する. （１） 部会の事業計画の立案，進捗状況，研究活動成果報告 ※総会報告資料に掲載、総会で報告する. （２） 部会の実施事業の予算立案検討，管理，収支決算報告 （３） 定期的な（１回／３～４年）活動報告書の刊行
第９条	部会員およびサポート部会員は部会の目的達成のために，部会運営に協力にする.
第１０条	事業計画に関する検討に際しては財務/会計と連携を取り，公益社団法人化に伴う内閣府からの指導に基づき， 年度収支予算を適切に立案，見直しする.
第１１条	**（委嘱）** 部会長は理事会において選任され，支部長が委嘱する.
第１２条	部会の代表幹事，幹事，事務局（会計）は部会長が委嘱する.
第１３条	**（任期）** 役員及び事務局（会計）の任期は１年とする．但し，再任を妨げない.
第１４条	**（退会）** 部会員が退会を希望する場合には，書面（形式自由）にて退会届を部会に提出する.
第１５条	**（会費）** 部会員は部会ごとに会費を納入する．会費は４月に起算して，理事会で承認を得た年会費とする.
第１６条	**（経費）** 部会の経費は，会費，支部の特別会計（教育基金）及びその他から支弁する. 但し，部会を運営するにあたり経費不足を来す場合は，人材育成委員会の同意を得て，参加費や資料費などの実費を 部会員およびサポート部会員から徴収することができる.
第１７条	**（会計年度）** 委員会の会計年度は，毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる.
第１８条	**（規程の改廃）** 本規程の改廃は，理事会の議決を経て行う.

附則

１．本会則は［公益社団法人化対応］［支部事業の円滑な運営］を目指し，支部運営改革委員会（委員長：寺嶋支部長）で’15（平成27）年度から取り組んできた**<常設委員会の業務分掌及び活動内容>の明文化**に併せて改定したものである.

２．これまでの改定履歴

・'90（平成2）年11月16日制定　・'95（平成7）年4月1日改定　・’17（平成29）年3月10日改定
・’20（令和2）年3月20日　帳票スタイル変更［会則変更なし］
・'21（令和3）年10月29日改定：YFE懇話会情報追記（部会設立、所在地，代表者等の明記），会員構成追記

本会則は，日本鋳造工学会東海支部 YFE懇話会の運営規約であることを証明する.

2021年○○月○○日

YFE懇話会　部会長　　印